

1. 件名：「美浜発電所 1、2号炉原子炉施設廃止措置計画及び保安規定変更認可申請に係る事業者ヒアリング（9）」
2. 日時：令和3年12月6日（月） 14時00分～15時35分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（※一部TV会議システムによる出席）
4. 出席者：
原子力規制庁
原子力規制部審査グループ 実用炉審査部門
戸ヶ崎安全規制調整官、塚部管理官補佐、御器谷管理官補佐、
宮嶋安全審査官、藤川安全審査官

関西電力株式会社
原子力事業本部 廃止措置技術センター 所長 他16名※
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
提出資料：
 - ・美浜発電所 1号炉及び2号炉 廃止措置計画変更認可申請 ヒアリング コメント整理表
 - ・美浜発電所 1号炉及び2号炉 解体撤去物の管理の概要について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	原子力規制庁の藤川です。
0:00:03	それでは美浜発電所 12 号炉廃止措置計画の変更についてのヒアリングを開始します関西電力さん説明の方お願いいたします。
0:00:13	伐採電力奥でございます。ご説明を始めさせていただきます。では資料 2 の方をご覧ください。
0:00:20	資料 2 を、ページをめくっていただきまして、こちらは前回ヒアリングで提出した解体撤去物の管理の概要についての会議となっております。
0:00:31	こちらは全体としての、前回いただいたコメントなんですけれども、前回までクリアランス推定物というふうに呼んでいたものに対して、
0:00:41	名前も含めて、定義についてもう一度整理をして、資料にすることというコメントいただきましたので、活動内容を全般として反映した、修正を行っております。
0:00:55	では 1 ページ目からですね順番に修正を行った箇所について、ご説明をさせていただきます。
0:01:02	まずですね、1 ページ目の 1 ポツ目なんですけれども、こちらは前回までの資料では、クリアランスリブツ C L 推定物と、約しておりまして、
0:01:14	当庫チラーが、放射性物質として扱う必要のないもの、括弧以下クリアランス。

0:01:21	失礼しました。放射性物質として扱う必要のないものと推定されるもの ビーカクリアランス推定物と定義していたんですけども、そちらを見直 しまして、
0:01:31	2 ポツ目の、NRの次ですね、クリアランス物として処理するか放射性 固体廃棄物とするかを判断する前段階のもので、保管に保管するもの。
0:01:41	そういう処理の、状態をそのまま示すような形で、定義の方を再定義を しております。
0:01:50	こちらのものの名称を以下解体保管物、
0:01:54	こういう形で定義をしております。
0:01:58	また、こちらちょっと文章見なおしております、この1ポツ目の一番 後ろそれぞれの管理を保安規定に定めて実施するというふうに、文書と して、どこにそういった内容の規定をするのかわかりやすい形で文章を 修正しております。
0:02:14	前、前回のヒアリングでいただいた、クリアランス物という物の定義につい ては、こういう形で見直しをしまして、また名称に関しましても、解体 保管物という形で名称を変更しております。
0:02:27	このページ下のフロー図も、そのような形で、解体保管物という名前に 修正を行っております。
0:02:34	続いて2ページ目をご覧ください。
0:02:38	こちらに関しましては大きな内容の修正はございません。

0:02:42	江藤、こちらのページに書かれているクリアランス推定部という、も文言を解体保管物に控えを行っております。
0:02:52	ぜひホームページから、
0:02:56	6 ページまでは、同じものですので飛ばします。
0:03:00	続いて 7 ページ目ですけれども、
0:03:03	こちら順番にちょっと説明しますが、まず、
0:03:07	全体の表としまして、赤字で記載している解体保管物という名称を、まず、根井修正を行っております。
0:03:17	それとですね、第 2 弾回位のまず第二段階の列の放射性固体廃棄物、
0:03:26	の列の方をちょっとご覧いただきたいんですけども、こちらへと、こちらも居るにですね、金属若干量ケールさんも金属若干量刑っていうふうに記載をしていたんですけどもこちらの具体例として、
0:03:39	と記載がなかったので、NLさんのところに、前回口頭で説明をさせていただいたんですけども、除染時の二次廃棄物等という、具体例を追記をしております。
0:03:52	次ですね、第 3 段階の列をご覧ください。こちらの放射性固体廃棄物のです。
0:03:59	で、①のところをご覧いただきたいんですけども、L L 1 L 2 L 3 どちらもですけれども、金属約 150 t ところに※1 を打っております、

0:04:10	これ一番表の下にですね※1、すべて放射化による汚染という注記を追記しております。こちらでも口頭で、工作物を除くというふうに工作物を変えた評価に、
0:04:23	そして、
0:04:24	下に置かないと説明をさせていただいたんですけども、そちらを資料に落とし込んだ形になっております。
0:04:31	それとですね、第3段階のその中に下に書いてあるフロー図がありますけれども、こちらのフロー図下に変更認可申請をするという内容の文章を記載しているんですが、
0:04:45	こちらに関して、
0:04:49	以下変更認可が必要になる状況の具体例としまして、保管エリアの設置予定場所をふやす等という内容を、
0:05:01	追記しております。
0:05:04	このページのコメント回答は以上となります。
0:05:07	続いて8ページご覧ください。こちらの完全に新しく追加したものとなります。
0:05:12	ここまで述べました保管エリアと、解体撤去物の保管に関する内容をまとめたものになります。
0:05:21	上の表なんですけども、ほが残存放射能レベル区分別に、

0:05:27	L2 からクリアランス等、推定されるものの扱いを、右側の表にまとめております。
0:05:35	解体撤去物の扱いは、今回再定義しました、解体保管物を交渉します。
0:05:41	岡様に関しては、保管容器に関しては、L2 ドラム缶減る3からクリアランスはドラム缶または別紙ボックスと記載して、
0:05:50	おります。
0:05:52	江藤。
0:05:54	これは保管エリアのアクセス性を考慮して、ドラム缶が入るところはドラム缶にパレットを入れる場所は三嶋列島という形で使い分けをすると、 というような内容になっております。
0:06:05	下に保管物の保管場所の図示をしております、管理区域内に設定した保管エリア。
0:06:13	の中に、まず、L2 で、L2 と推定されて、解体保管物、
0:06:19	となるものをドラム缶に封入しておく。
0:06:22	で、その下に、L3 等クリアランスと推定されるものは、ドラム缶も試しボックスに入れて、保管の中に保管するという内容が図示しております。
0:06:33	こちら、
0:06:35	文章で他のところに書いてあるんですけども、
0:06:38	まず一つ目のポツで、表面線量が、2 ミリ。

0:06:43	で、10.1メートルの。
0:06:46	とりあえず1メートルについては0.1ミリという制限を設けて、これより低いものを、容器に入れて折り込む線量低いものを保管するというふうに、
0:06:57	これまでの資料でご説明させていただいたところなんですけれども、そこをまとめております。
0:07:03	それで二つ目のポツなんですけれども、こちらのちょっと新しく出てきたものでございまして、
0:07:09	新燃料貯蔵庫、使用済み燃料ピットを作家前については、表面線量率が1マイクロシーベルトパーは以下の解体保管物を保管することをちょっと追記をしております。
0:07:20	こちらなんですけれども、直接線スカイシャイン線の評価においては、この条件で計算をしております、
0:07:28	資料として求める際に、この1ポツ目に加えて2ポツ目もあわせてご説明をする。
0:07:35	必要があったんですけれども、こちらが抜けていたという状況でございます。
0:07:40	大変申し訳ございません。
0:07:42	現在で検討しております管理の中では、この2mm、0.1人等1マイクロという管理を徹底しておく、というふうな運用に、

0:07:54	を検討しております。
0:08:01	この評価を直接実施しております。直接線スカイシャイン線の補足説明資料ですとか、この資料の、
0:08:08	本文 10 の補足説明資料に関しましても、あわせて修正を行いまして、別途説明をさせていただきたいと思います申し訳ございません。
0:08:18	この数ページに書かれこのページもう 1 個ありまして、先ほどの表にもあったんですけれども、解体保管物として、放射化物は除いておりますので、それ以外の内容について、この、
0:08:31	ページで取り扱いを求めており、
0:08:33	続いて、
0:08:35	9 ページは、江藤へ更新した部分は向井三木線。
0:08:40	続いて、10 ページですけれども、こちらも L2 レベルの保管についてですが、
0:08:46	名称は変えたものの、管理に関しては、大幅に変更するような部分はないのでこのページについては、フランス E D F 笹岡板井の産物に置き換えたような修正を実施しております。
0:09:03	次 11 ページをご覧ください。
0:09:06	こちらに関しましても、
0:09:10	エリアの管理方法に関しては、

0:09:14	従前の説明等、同様のものがありますので、名称を今変更名称を定義再定義したものに修正を行っております。
0:09:26	最後、12 ページをご覧ください。
0:09:29	こちら一番右側の
0:09:33	相対保管物の管理と書いてあるところですけども、こちら、今、提案させていただきました、解体保管物の名称変更をした場合の、
0:09:43	保安規定の記載のイメージを、
0:09:46	記載をしております。
0:09:50	修正。
0:09:52	資料2の修正内容につきましては以上となります。
0:10:09	規制庁の三木ですけども、まず基本的なところからお伺いしたいんですが7 ページ目で、
0:10:18	今回の申請対象として今回議論すべきところは、第二段階のみなのか、第4段階まで含めて、
0:10:28	申請されているのかちょっとそこはもう一度確認をさせていただきたいんですが。
0:10:34	本日の資料においては、
0:10:36	どこまでを含めて議論すべきするのでしょうか。
0:10:43	関西電力羽田です。
0:10:45	そのスタンスは、当初と変わっていませんね。

0:10:51	我々の申請としたら、第2から第4まで申請としてはそう考えています。
0:10:58	ただし、
0:10:59	この放射性固体廃棄物あるこの解体撤去物の管理に関しては、7ページ目の7ページ目の右下に書いてる通り、
0:11:10	他エリア設置予定場所とかをふやすとか、現在の段階で説明しているような内容を変えるような必要があって、
0:11:20	ある場合には廃措置計画を変更すると。
0:11:24	いうスタンスで
0:11:26	やりたいと考えてか。
0:11:28	以上です。はい。規制庁の宮です。そういう意味ではこの右下のところの文言を確認したいんですけども。
0:11:36	申請自体は第2から第4ということですが、この解体。
0:11:43	相澤委員。
0:11:45	結局、
0:11:47	保管物とかですね。
0:11:49	この解体撤去物については、
0:11:52	すみません皆さんちょっと声が今とぎれとぎれになってない。すみません。はい。この解体撤去物については、

0:12:00	第2段階のみではなくて、要は小第二段階の申請内容が第3段階も変更 ないというようなことであれば、
0:12:10	第
0:12:11	3段階も第4段階もこのまんまの規定でいく。
0:12:15	変更があった場合は変更認可申請をするってそういう解釈で、
0:12:20	基本、
0:12:22	この7ページ目の議論っていうのは全部と理解していいですか。
0:12:27	関西電力原でございます。その理解で結構でございます。
0:12:31	はい、わかりました。
0:12:34	じゃあ、全部議論しましょうということですね。
0:12:40	じゃあ次なんですけども。
0:12:45	先ほど、
0:12:47	のご説明でちょっとわからなかったんですが、
0:12:54	L2がまず入ってくるっていうのが、これまでの
0:12:58	先行の審査ではなかったんですけれども。
0:13:02	今回第二段階からL2が入ってくると、
0:13:07	ということなんですけども。
0:13:09	L2とL3がこれ混在して、
0:13:13	行くことも十分考えられると思うんですね。

0:13:18	そういったことを、例えば性状なんかも踏まえて、管理方法ってのをもう少し具体的に説明をいただきたいんですけども。
0:13:27	いかがでしょうか。
0:13:30	関西電力羽田でございます。
0:13:33	今L2L3と我々呼んでるものは、
0:13:37	第一段階でやった放射能残存放射能調査の結果でありますんで、結果を受けて、
0:13:46	あるベクレルLに乗ってくれる、L3の上限値を超えているものがある場合はいるというんでいると。
0:13:54	いうところの、
0:13:55	放射能濃度の間違いはあるんですけども、ものとしては、正常放射能。
0:14:03	以外の形状としては同じもの、第2段階では金ほとんどが金属であって、
0:14:12	形状としてはほとんどないと。
0:14:14	で、L2のものであっても、これ前回ご説明した通り、10ページ目に書いてる通りですね9ページ目10ページ目。
0:14:23	説明へと展開させていただきましたけれども、
0:14:26	もともと保守的に流通と評価しているっていうものがほとんどであると加えて、10ページ目に説明してる通り、

0:14:36	放射線管理上、被ばく管理上、汚染拡大防止措置上の流通であっても、フィルターと変わらない管理。
0:14:46	これまでの管理区域の管理で十分管理できると、我々考えておりまして、そこで、今の段階で流通L3で、
0:14:56	その管理として分ける必要はないと、将来的に廃棄物処分する場合におきましては、当然普通はもうちょっと実際には精査してですね。
0:15:06	それぞれの処分に従った、処理とかをしていくということで、現在の保管エリア、
0:15:13	保管エリアに保管する段階では、そこを明確に区別する必要はないと、実際には物をそれぞれの廃棄物、
0:15:22	容器にはですね
0:15:25	当然記録、中身、どういうものが入ってるかという記録はとっておりますので、将来金どこに利率が入っているかっていうところをちゃんと、
0:15:34	管理しながら行うということになります。説明は以上です。
0:15:40	はい。規制庁の宮です。じゃあ、ちょっとまずはどっから。
0:15:47	集荷の。
0:15:50	まず、衛藤。
0:15:53	L2L3、9ページ目ですね9ページ目の三つ目のポチのこのまたのところを今ご説明いただいた、違うな。二つ目と三つ目か。
0:16:04	二つ目のところで、十分低いよと。

0:16:07	まず配管の例で言いますと、
0:16:10	これ表面線量率を測って、実際に、
0:16:15	汚染レベルを区分していると思うんですけども。
0:16:20	実際の解体作業を見てみても、そういう中の性状とか、中に付着しているものとかですね。
0:16:30	そういったものの管理って、単に配管の外側の表面の線量だけで区分できないんじゃないかと思っているんですけども。
0:16:39	そういったものも踏まえて、
0:16:42	管理上、
0:16:45	最も低いレベルの管理でいいよということは、
0:16:48	この説明通りいえるんですか。この二つ目のポチですね。
0:16:58	すいません関西電力原でございます。
0:17:02	今のご質問とかご指摘は、
0:17:07	解体時の管理っておっしゃいました。解体時を含めて保管する時も含めてですね。
0:17:20	だって解体して、
0:17:22	どれ、何なりに入れて、そのまま保管というそういう流れになるわけ。一連の流れ。
0:17:29	関西弁は春でございます。
0:17:31	上出衛藤。

0:17:34	従来から我々の
0:17:36	管理区域の改造工事とかも、これまでもずっとやってきておりますけれども、
0:17:46	これまでの経験からいくとですねここでN IIと評価してるものっていうのが
0:17:51	外から測ってこの程度っていうことで、仲野線がどんなものかっていうのは、当然、
0:17:58	今回我々定量してますけれども、
0:18:04	何ていうんですか、ここで言って流通メールさんの境界でその管理が変わるわけではなくてですね。
0:18:10	実際解体時から管理にかけてですね。
0:18:14	中の汚染というものはそのL3レベルであっても船首。
0:18:19	拡大しないとかですね、内部被ばくを防止するとかですねその辺の管理っていうのは、
0:18:28	これから甘いっていうわけではなくてですねそもそも内部被ばくっていうのはもうゼロ。
0:18:33	防止するというか、考えのもとやっておりますので、
0:18:40	ここでエルダーのフェーズIIとL3というところを区別なく全体として、十分な管理をしながら、
0:18:47	解体時も保管時もやると。

0:18:49	こういう考えで考えております。
0:18:51	そういうことで管理しようと考えてます。
0:18:55	以上です。
0:18:56	はい。規制庁の宮です。そういう意味では、今のご説明をちょっとしっかりここで御説明の文章の中に落とし込んでいただきたいと思いますと思っているんですけども。
0:19:07	まず最初に申し上げたように先行炉では、こういう解体撤去物なりが、L3 またはCL という限定になってたのが今回LIIまで入ってくるというのは一つのポイントだと思っております。
0:19:23	かつ、ここでの、
0:19:24	お話は、あくまでも残存放射能調査をやって、表面の線量から導き出して、実際の汚染レベルを見てきていて、今後作業するにあたって、
0:19:37	実際、災害防止をしようがないとか従業員被ばくの観点から問題ないということを、まさにこの審査の中で確認しようとしていますので、
0:19:48	そういった観点でこれまでの解体経験も踏まえて、
0:19:53	表面の洗浄こんなもんで中の、
0:19:56	定常としてはこんなものなので解体撤去時にはこういう配慮する。
0:20:02	ないしは解体撤去終わって他の段階では、
0:20:06	最も低いレベルの範囲で十分。

0:20:09	ていうことをしっかり説明の中に落とし込んでいただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。
0:20:17	関西電力羽田でございます。10ページの説明の中では、保管時の管理というところにおきましては、従来の管理区域の管理として十分可能というところで今ご指摘あった
0:20:33	解体時の話につきましては触れておりませんので、そこについては先ほど説明したような内容なりで、管理をしっかりと
0:20:44	できるかするというところの、
0:20:47	追記させていただこうと考えます。
0:20:50	イメージとしては9ページ目であって、どういう性状のものがどういふうに出てくるからっていうところも含めて、
0:20:58	9ページ、10ページに、
0:21:01	書いていただきたいなあと思います。
0:21:05	関西電力原でございます。正常っておっしゃったように、どういう趣旨ですか。
0:21:11	いや、飛散するとかですね、漏えいの防止上の配慮が必要とかですね。
0:21:17	残ってる液体が残っているとか。
0:21:21	いろいろそうそう笠原ですけども、そういう意味で言えばですね、先ほど説明した通り、
0:21:28	発電所の放射線管理という意味で言えばですね

0:21:34	L IIだからL3だからっていうので、管理としては全く変わるものではないんですけどここは両方含めてそういう管理をしていくというところを、
0:21:44	きっちり記載すると、こういう出身です。はい。強いて言うと、なお、ヘルスL3について、区分けする必要がないっていうちょっと根拠なんかも踏まえて、
0:21:56	書いていただければと思うんですけども。
0:21:59	原ですけどもご指摘はL数について少なくとも、
0:22:05	これまで前例がないところ我々やろうとしているというところを踏まえて流通のものに、の管理について、きっちり説明するようにと。
0:22:14	という趣旨ととらえましたが、
0:22:16	はい。それは最初申し上げたように先行炉との差分としてやっぱり出てきているところが、まずはそこにあるからっていうことからきてます。
0:22:28	はい、杉村ですけども、管理について追記するというはいわかりました。
0:22:34	規制庁の宮ですけどももう1点なんですけれども、
0:22:38	ちょっとご説明の中にですね。
0:22:41	解体のする作業のときに、メッシュパレットが入る場所は、
0:22:48	飯パレットを入れてドラム缶飯が入らなければドラム缶っていうご説明があったように記憶しているんですけども。

0:22:57	具体的にドラム缶に入れる、飯パレットに入れるっていうのは、これはもう、
0:23:04	N II のものであればドラム缶。
0:23:08	L 3 が両方なんでしたっけ。
0:23:13	ちょっとそこをされたからです。そこまでで 2 ページ目見ていただけますかね。
0:23:20	2 ページ目ですか。
0:23:21	はい。はい。2 ページ目、右上にページ 2 って書いてるところ、
0:23:27	保管エリアの一覧表になります。
0:23:32	ここに最大保管体数っていうのが、右も左も入っているんですが、
0:23:40	ここで括弧書きしてるのと、その数字で書いてるやつあるんですけども。
0:23:47	括弧書きしてるのがドラム缶しか置かないエリア、いろんなそのスペース上とかですね入口のスペースとかも考えた上で、
0:23:56	ドラム缶しか置かない場所で、
0:23:59	括弧がないところはメッシュパレットの置くところ。
0:24:03	で、
0:24:04	またはって書いてるのが、そのときそのときに、
0:24:09	状況に応じてか、どちらでも置けるようにしていると。
0:24:16	考えているところです。で、

0:24:19	先ほどちょっと説明した通り流通につきましてはすべてドラム缶に入れる、入れてこのドラム缶置き場というところに置くと。
0:24:26	いうところは、決めておりますけれども。
0:24:29	そういう形で、場所によって多く物を変えるということになります。
0:24:37	規制庁の宮です。そういう意味では解体場所というよりも、解体した後の保管場所を考慮して、メッシュにするか、ドラム缶にするかを決めると。
0:24:48	ということなんですね。
0:24:50	7 ページ目のところで、
0:24:53	第 2 段階のところを見ますと、N II はドラム缶、今の御説明ですね、L 3 もドラム缶。
0:25:02	要はドラム缶または、
0:25:05	メッシュボックスっていうのがなくて、
0:25:09	第 2 段階ではですね、ごめんなさい。
0:25:12	岸。これか。
0:25:16	すいません。
0:25:19	第 3 段階、第 2 段階のところの L 3 は、
0:25:23	メッシュ容器ドラム缶なんですね。
0:25:31	L 3 について言えば、
0:25:35	今おっしゃったように、

0:25:38	2 ページ目か。
0:25:44	2 ページの笠原ですいません。説明ちょっと江藤さっきの説明抜け抜けてたっていうのはちょっと
0:25:52	間違ってたというか
0:25:54	先ほどご指摘あった通りその場所だけじゃなくて、物によってもこの今7 ページでおっしゃってるところで、
0:26:03	A I II はドラム缶。
0:26:05	根井。
0:26:06	クリアランス、もともとクレームを想定すればメッシュ容器、
0:26:12	L 3 と呼ばれるものを、こん中に条線したらクリア済み。
0:26:17	衛藤明らかになるものも含んでますけどももとは霊山とやってるものは名刺容器がドラム缶と。
0:26:24	先ほどのコアはですね、または、
0:26:28	いうところで、場所と物によって分けているということになります。
0:26:33	はい。規制庁の池です。今の点を2 ページ目なりにちょっと御説明として加えていただけますかまず考え方ですね。
0:26:43	表で見るだけではなくて多分ちょっと文章としてそこを変えていただきたいと思ってましてL II はドラム缶に限る。
0:26:51	L 3 の中でも、クリアランス除染してクリアランスに回るようなものについては、

0:26:57	メッシュ容器またはドラム缶、
0:27:00	クリアランスに回すものは、基本メッシュ、
0:27:03	多分そういう御説明が今あったと理解してますけれども。
0:27:08	それ以外に、
0:27:12	場所として、
0:27:16	今の、それ以外にもちょっと条件がつくってことですね。
0:27:22	考えないんですけども細かい話をしますと、まず
0:27:29	場所で先ほど言った作業性というか物流の観点での考えと、あとは、
0:27:38	もともと管理するところで直接線スカイシャイン線を評価している。その条件もございまして、そこを踏まえた上で最終的には、置く場所を決定すると。
0:27:50	香取クリアランス物とやってて、
0:27:55	やってても、
0:27:57	実際線量を測って見たらホットスポット等ですね、高かったともしあった場合にはですねもともと置こうとしてる場所も変わり、変わる事になりますので、
0:28:08	と言ったら、
0:28:12	放射能レベル。あば衛藤。
0:28:16	場所については、そういう条件で最終的に場所、多く場所外間エリアが決まると。

0:28:22	いうところそこもちょっとすいません整理して、今の、
0:28:26	築城浩というところに合わせて、記載。
0:28:31	整備して記載したいと思います。
0:28:34	はい。規制庁の宮です。もう1点、2ページ目で、またはのご説明がありましたけれども、このマターの意味も、
0:28:44	なぜまたはかをちょっともうちょっと詳しく教えていただけますか例えば一次冷却材のポンプシール点検室、
0:28:51	おそらくここちょっとある程度の線量が見込まれるところで、
0:28:56	L3、
0:28:58	何ですかね、またはってことは、
0:29:01	何でクリアランスに回す可能性があるので、
0:29:05	メッシュ、
0:29:07	ボックスなのか。
0:29:09	ドラム缶なのかを決めかねている。
0:29:13	中身がホンザイ保温材存在だからこれ、
0:29:17	クリアランスに回さないっすよね。
0:29:21	ちょっとすいませんそういう意味でこの表もよくわからないんですけども。
0:29:26	笠田原でございます。

0:29:29	バタバタというところにつきましては、基本的な先ほど言ったそもそもの、
0:29:36	物なり、場所的な条件がつく場所ではないんですが、
0:29:44	どんどん解体を進めていってですね、
0:29:48	クリアランスの処理状況とかですね。
0:29:52	保管エリア他の保管エリアの空き状況とか、そういうところを踏まえてどちらかで多く、
0:29:59	そういうところで、またはどっちでも。
0:30:02	どっちで置いたとしても、管理上問題ないという趣旨のまたは、
0:30:08	そのことになれば、
0:30:16	規制庁だけですけど。
0:30:19	さっき、そのドラム缶に入れるのか、メッシュボックスに入れるのかという、
0:30:26	違う使い分けですね、その考え方が、いろいろなちょっと説明があつてわかりづらいんですけど。
0:30:37	その2ページの方は確かにこれは多分保管スペースの容量だ流路から、
0:30:44	メッシュ型の場合何かを受けてドラム缶の場合は、何かを受けるっていうのか、書いてるだけだと思うんですけど。
0:30:52	8ページの右下の方見ると、
0:30:55	他エリアへのアクセス性を考慮して、

0:30:58	どちらかに入れるっていうふうに書いてありますし、あと、先ほどの説明の中ではその作業性を考慮してっていうものがあったり、
0:31:09	その理由使い分けの考え方は、ちょっと資料とか説明によって、統一されてないと思いますので、
0:31:19	ちょっとその整理をしていただきたいというふうに思ってます。
0:31:28	原です。わかりました。言い方としては統一するような形で整備させていただきます。
0:31:39	規制庁の戸ヶ崎ですけど
0:31:42	確認ですけど、基本的には、どちらに入れてもいいんですけど
0:31:48	できればどちらかの方、どちらー。
0:31:52	不破の方がいいとかっていう考えはあるんですか。例えば、
0:31:57	飛散性とかがないので、ドラム缶でも名刺ボックスでもいいんですけど、できるだけそのドラム缶に入れられるんだったらドラム缶に入れるとかですね。
0:32:07	それとももう、作業作業性というかもそのプロセスで、最初の壊していったものは、とりあえずめ集型の方に入れといて、
0:32:18	それで、そのうち、
0:32:21	あれですねもう、ドラム缶に移せるものはドラム缶に移すとかですね。
0:32:26	あと、その未収型のボックスとドラム缶に入れたときに、そのよう要領というか、どちらの方が、

0:32:36	同じスペースに置けるのかとかですね。
0:32:40	そういうのがちょっとわからないので、そういうこともちょっと説明してもらいたいんですけど。
0:32:45	関西電力羽田でございますわかりました。そこも文章で記載させていただきます。
0:32:51	基本的な考え方としては、
0:32:56	早いうちにクリアランスにしようと思っているものはできるだけメッシュボックスに入れたいという、考えはございます。その方が、
0:33:04	まず飯ボックスの方が容器として大きいので、
0:33:10	切断、もうその名刺ボックスに入るまでの切断でもいいですし、
0:33:16	後でまた
0:33:18	中尾取り出しやすいとクリアランス処理する時にやりやすいと。
0:33:22	いう考えのもとで、
0:33:26	クリアランスにするようなものができれば名刺ボックスに入りたいと考えておりますが、
0:33:30	先ほどから言ってる通りこのアクセス性とか、実際のその作業エリアの、
0:33:36	それが作業性というのはアクセス制度、同意なんですけど
0:33:41	スペース上ですね

0:33:43	1メートル角の名刺ボックスを通すのは困難でドラム缶だったら通るような場所であれば、
0:33:49	本当は名刺ボックスに入れたいけどドラム缶に入れざるをえないというところはあると考えておりましたでそういうところを、
0:33:56	我々の考えとしてこの。
0:33:59	ドラム缶は飯ロックって書いてるところについては、文書で整理して、
0:34:05	記載。
0:34:06	いたします。
0:34:09	よろしくお願いします。
0:34:15	いや、もしある程度、
0:34:26	はい。規制庁の宮です。ちょっと、第二段階の今の話はもう少し書いていただく。
0:34:35	ないと思いますしあとは例えば、
0:34:37	ちょっと米印で
0:34:40	対応し過ぎていて、
0:34:43	今回廃棄物になるのは例えば放射化した汚染のものとか、二次的な汚染のものが、今回の解体保管物だとか、
0:34:53	そこら辺の用語の定義もメインに書いてないと思いますんで、そういったことも含めてちょっと。
0:35:00	議論できるように、まずは文章で落とし込んでいただきたいなと思います。

0:35:14	じゃ、続けて。
0:35:17	第3段階、第4段階を含めるという話なんですが議論としては延長線上の議論はとりあえず置いといて、
0:35:29	今度、
0:35:30	保管場所、
0:35:32	が、
0:35:33	足りるのか。
0:35:35	という観点で、今、この話は最大保管容量600トンレベルの話をしてるんじゃないかと思うんですけども。
0:35:44	発生量、
0:35:46	から見ると、
0:35:47	トータル。
0:35:50	何万トンかな。
0:35:52	全部で言うと、
0:35:54	LⅡL3CL足し合わせ、7ページ目足し合わせるだけで相当量になるんですけども、
0:36:02	そういう観点から、
0:36:05	第1では、第二段階で発生する量というのは、
0:36:09	ある程度そこら辺、
0:36:14	収納してもしくは

0:36:17	一部分どんどん出してってことで調整できんのかなと思うんですが。
0:36:23	第3段階第4段階の補完っていう観点ではこれはどう。
0:36:29	ご説明いただけるでしょうか。
0:36:35	関西電力原でございます。
0:36:38	衛藤。
0:36:40	結局ですね。
0:36:42	クリアランスの検認がどういう形で認可もらえるかというところにかかってるか、一番の病院としてはそう考えてます。
0:36:53	極端な話近隣さえスムーズにいくのであればもう解体してどんどん出せると。
0:36:59	下に書いてますけど、わざと保管エリアを置く必要もなく、
0:37:03	出せる場合も、
0:37:05	可能性としては十分あるかと、例えばこの廃棄物処分も一緒なんですけども。
0:37:10	そもそも保管エリア経由しないでいける場合もやれると思うんですが、
0:37:16	円段階でそのクリアランスの認可っていうのは今後どうなって、
0:37:19	いくかと国内でも、
0:37:21	なかなか

0:37:24	これはまだ認可取る方法、測定方法難しい状況でございますのでそこについては今ちょっと見通せてないと。
0:37:31	考えて、
0:37:33	ということで保管エリアをふやさないといけないのであれば先ほど説明した通り排泄計画、今回変更させていただこうと、そういう考えでございます。
0:37:44	はい。規制庁の三木です。そういう意味で、もうクリアランスの、これは認可、
0:37:52	の観点、それが速やかに認可がおりんであれば、直接クリアランスにまわして確認を受けて、
0:38:00	ということで、何も保管場所いらんんじゃないか。
0:38:04	ていうご説明は、ちょっと乱暴ではないかなあと思ったんです。認可がスムーズじゃなくてですね。
0:38:12	測定方法や確認方法が、
0:38:16	スムーズにいけば、実際には、極端な話をすればですね。
0:38:21	建屋とかですねもうそのまま今の状態でクリアランス認可が、測定してOKとなれば、
0:38:28	保管せずにもそのまま解体して外に持ち出せるを応募可能性としてはあると考えてますけど。
0:38:35	なんでそこは乱暴じゃなくて、現実的にも、

0:38:38	可能性としてはあるかと考えてます。
0:38:43	確認ですねクリアランスの確認作業ですね国による、
0:38:47	国井と我々の測定も含めてですね。
0:38:51	そこを解体して流れ作業で、
0:38:55	クリアランスにはとして搬出するっていう事例、先行炉も含めてございますか。
0:39:02	金原でございます。嶋田の特に最近クリアランスの認可、
0:39:07	審査基準出てからですね、まだ認可の実績が多分二、三しかないと思っ てましてある意味、特定のものしかないと思ってまして、それについて は今の段階では、おっしゃる通り難しいところがございますが、
0:39:20	今後やっぱり廃措置を進めるにあたってですね、
0:39:25	そこをいかに合理的にやるか効率的にやるかっていうのは我々の課題と 認識しておりますので、今後、大体なんか 15 年後にはですね、どうな ってるかわかわからないと。
0:39:37	考え方で今の状況でいくと考えてます。もうちょっと効率的に、
0:39:42	なると考えてます。
0:39:46	はい。規制庁の宮です。
0:39:49	そういう意味で、今ご説明いただいた内容も、
0:39:55	口頭ではなくて、
0:39:59	この青字で、

0:40:02	右下に書いてあるようなちょっと説明をもう少し拡充していただきたい なと思っているんですけども。
0:40:10	原でございますけども一応書いてる話としては、
0:40:15	もう、
0:40:17	いや、なかなか言葉で書くのが難しいなそんなページの下迷うクリアラ ンスの処理量をふやす。
0:40:23	等の対応とこれを、
0:40:25	要は見えないところを、
0:40:27	どうやってふやすかっていうところを今説明しましたと思ってますん で。
0:40:36	や認可等が、いや、かけるとしてもそのクリアランスがスムーズに出せ るように、
0:40:42	なればこのままいけるみたいなそういうことを追記するという、
0:40:46	ことが、一番のポイントは、解体したものをそのまま、クリアランス の測定を経て、国のクリアランスの確認を経て、
0:40:56	産業廃棄物として排出するっていうその流れが、
0:41:01	こういう場合はそういうのがどんどん可能になればっていう、今の、そ ういうことですね、何かこう分かれわからないんですね今の状況はわか りました。そこは追記するようにします。
0:41:15	で、

0:41:18	除染なんかも踏まえて、
0:41:21	直接出せるものってのがもう相当量あって、
0:41:27	言ってみればですね、助成なんかしなくてもばんばん出せるよっていう ものが、こんだけあって、
0:41:32	いや一方でこれちょっと除染することは大体ほぼ決定してるねってもの もあれば、いやこれは除染しても無理だよってというのは廃棄物の方行っ ちゃうと思うんですけども。
0:41:43	そういった、いやべらぼうにあるこの、
0:41:45	量からして、
0:41:47	7 ページ目でいうと、クリアランスの 4440 トン。
0:41:53	とか、
0:41:54	ほふりが 8750 トン、ここら辺なんかは条線が不要なので、
0:41:59	今おっしゃったような、
0:42:01	効率化ができれば、直接搬出ができるっていう話なのかなあと思ってん ですが。
0:42:07	その上の 450 トン 290 トン。
0:42:11	といったものが、
0:42:16	600 トン。
0:42:17	キャパシティの保管容量で、
0:42:20	第二段階も加味してですね。

0:42:23	現実問題増設を、今のところを計画しなくてもできるっていうことになるんですか。
0:42:32	関西電力原です。今の段階でいけるかと言われると、すいませんそこは綺麗なませんで。
0:42:40	ただシリコン 290 t 450 t なり、ありますけれども、
0:42:49	路線、
0:42:50	或いはその除染してもですね、クリアランスの測定が、
0:42:55	律速にならなければですね除染してその枕の測定っていう、そういうルートも、
0:43:01	あります。川田の保管エリアに保管しなくても流れ作業でそれができるのであれば、その除染するものは律速にはならないかなと。
0:43:11	考えてますけど今の段階で、それが可能かと言われるとそこは言い切れないっていうのが正直なところになる。
0:43:21	はい。規制庁の宮です。今の話も何か詳細に数字を出してくれって言うつもりは全くないんですけれども。
0:43:29	第3段階第4段階を踏まえて、その見通しもある程度持った上で、計画が立っていて、いやいやこの計画通りに必ずしもいかない場合は、変更認可をするっていう、
0:43:43	位置付けと理解してますので、
0:43:45	一定の説明は必要だと思ってるんですね。

0:43:48	いやいや第3段階も平行に一括の前提ですよ。
0:43:52	というのであれば、今回の議論第3段階へいかないんじゃないかと思っ ていて、
0:43:58	ちょっとそこら辺の勘どころが、最初のご説明だと、いやもう全部通し てやるんです。
0:44:03	駄目だった場合は、変更認可します。
0:44:06	ということであれば、一定の説明はしていただきたいと思うんですけど もいかがですか。
0:44:14	大原でございます。いやいや最後までこれでいくんやというつもりは正 直サラサラなくてですね、この廃棄物、
0:44:24	この処理に関しましては、
0:44:29	今ご指摘いただいてる通り、かなり今のやり方では厳しいところがある。 この今のクリアランスの、
0:44:39	印可状況なりが続くのであれば相当難しいと考えております。
0:44:49	鍋田
0:44:51	ここの廃棄物に関しては我々のスタッフ、衛藤としては、
0:44:56	いやいや基本第4まであるんですっていうよりも、
0:45:01	とりあえず今第二段階で運用ある程度成立性できてますと。
0:45:07	第3段階以降もこのままいけるのであればそのまま行きますから基本変 更を考えてますっていうのが正しいかもしれないんで。

0:45:16	そういう記載そういう趣旨の記載だったら、今でもある程度、
0:45:21	今の右下でも、そっちの基本、
0:45:27	変更するっていうのが、
0:45:30	大筋のように見えてると考えてるんでそう見えないうてことですか。
0:45:36	規制、原子力規制庁の戸ヶ崎ですけど、これ第二段階だけが対象なのか それともその第4段階に入るのかっていうのは、これ大事な点だと思っ てまして、
0:45:48	いずれにしても、は、廃棄物とかそういうその可能性があるようなもの をどういうふうに安全に保管されるのかっていうことと、
0:45:58	あとその容量がちゃんと適切にあるのかっていうことと、あとそれを踏 まえて、被ばく評価ですね
0:46:07	直接線スカイシャイン線とか、あと従事者の被ばく評価が適切に行われ てるかっていうのを確認する必要がありますので、
0:46:17	二段階であれば2段階の部分見ればいいんですけど、3段か4段階も含 まれるってことであれば、今の計画で結構なんですけど。
0:46:28	今の計画では、どういうことかっていうことを説明してもらう必要があ ると思います。で、その計画が変わったときに、変更申請をするって いうのは、

0:46:39	入れてもらうんでもいいんですけど、いずれにしてもそういう4段階まで対象にしているのであれば、その今の計画っていうのは書いてもらう必要があるというふうに思ってます。
0:46:52	ちなみに規制庁の三木ですけれどもちなみになんですけれども被ばく評価という観点で、
0:46:57	線源は、これ第3段階大のになるともっと厳しくなるわけですね。
0:47:04	そういう観点で第3段階も踏まえた被ばく評価ってのが、今回網羅できている。
0:47:12	赤田原ですけれども被ばく評価とおっしゃってるのは、どの被ばく評価ですか。配筋の今回の申請の中で、
0:47:20	いや、もう第3第4も全部含めて評価してます。
0:47:25	その時の廃棄物保管高じゃなくて
0:47:30	今回ですね、他エリアですね。はい。
0:47:33	原ですけれども繰り返しになりますけれども、
0:47:37	衛藤。
0:47:41	我々の方、今ちょっと議論なってるのは保管エリアの管理がメインだと考えてますんで、その他につきましては、被ばく評価も含めて第3内容もやっております。
0:47:52	このほか医療の管理としては、我々スタッフとして第二段階で整理していく。

0:47:58	経理施設で第3段階以降につきましては、ご指摘の通り、厳しいところはあると考えてます。
0:48:06	で、ただし、
0:48:10	要は第二段階で整理せいで言ってますけども、
0:48:14	管理としては今2ページで書いてる丘エリアを作りますと、これここに、
0:48:19	L3クリアランス毎月含めて、奥村奥と放射化のものは置かないと。
0:48:25	いう管理というのは第3でも含めた、管理として我々今記載して説明しているつもりでございますね。
0:48:34	その運用ができなくなるのであれば、変更申請するというのをこの7ページ目の下のところでも書いていくつもりなんですけど、
0:48:47	だけちょっと戸ヶ崎さんがおっしゃった
0:48:51	第3の話で今我々この保管エリアの、
0:48:58	この廃棄物の処理量とか、そこについて確かに厳しいと思うんですがその他につきましては、
0:49:06	第3段階含めた説明をずっとしてきてるつもりなんですけど、
0:49:11	向こう、
0:49:13	はちょっと違うんですかね。
0:49:15	規制庁戸ヶ崎です。まさに、

0:49:19	保管エリアっていうのは、だからその第第3なんか第4段階も置く可能性はあるっていうのはわかるんですけど、この、
0:49:31	7ページのところを見てもわかるんですけど、保管、はい。解体保管物の量を見ると、1万5000トンぐらいありますので、その、
0:49:42	次、実現可能性が本当にあるのかっていうのが、
0:49:48	読み取れないので、先ほど直接繰合せ持ってくるんだったら持ってくとか、等一部について置くのであれば、
0:49:59	その600トンの中で動けるのかとか、そういう説明がないので、これが本当に600トンの中で、4段階分までもうちゃんと保管できるっていうことが、
0:50:11	それが読み取れなかったなのでその説明が必要だというふうに思って。
0:50:19	大原ですけども、
0:50:22	要は、第3段階の成立性がちゃんと説明できない限り、第3段階は、画面等、今、何かそういうふうにならずと、
0:50:33	話をしようと思うんですが
0:50:36	今の管理ができなかったら変更するというスタンスじゃなくて、今の段階で、第3段階含めてちゃんとその成立性を説明しないとできないと駄目だと。
0:50:49	そうそういうことですか。
0:50:51	規制庁の戸ヶ崎です。いずれにしても、だから、その第各段階での、

0:50:59	廃棄物の保管の安全性とか、保管容量がちゃんと適切になるのかとか、被ばく評価っていうのを確認していかないといけないので、それが、
0:51:10	今のその計画で大丈夫かっていうことをまず確認し、しないと、その下、申請範囲の段階についての安全性ってのは確認できないんじゃないかと思います。
0:51:23	ですから、園田ですけども。
0:51:27	すいません。ちょっとすいません。いや。
0:51:29	だからすいません何度も繰り返しになるんですが、今のその保管容量とか、それによる被ばく評価っていうのは、今我々評価してるものの中で、
0:51:40	できなければ、おっしゃる通り、変更申請するっていうのは、
0:51:46	ずっと説明してる話であって、それが、だから、
0:51:52	これが来た、何か本当にできるんかと言われたらそこは今の段階で断言できないけどもできなかつたら変更するというす。
0:52:02	ことを説明させていただいてるんですけども。
0:52:06	ただ先ほど言った通りそこの第3段階の成立性を説明できないと。
0:52:13	そこはだからもう、
0:52:14	変更する素人今聞こえてるんですけども。
0:52:18	規制庁戸ヶ崎ですけど、成立性というか、今の計画を説明してくださいってことなんですけど。

0:52:28	ですから先ほど言われた話だと、
0:52:31	その 600 トンの容量の中で、容量の中で、一応、足りる 3 段か 4 段階分も足りるというふうには考えられてるわけですよ。
0:52:42	それを説明してくださいということです。
0:52:45	関西連合でございます。
0:52:48	借りると、足りるとは一言も言ってないっていうか先ほど説明してる通り難しいとは考えてますと。
0:52:57	ただ 600 トン、600 t 600 トンで足りなければ変更すると、今の言ってるんですが、それだけじゃ駄目じゃ駄目、下げるから聞いてるとそご 600 トンで第 3 段階でできることを説明しろって言う聞こえてるんですけどそこは難しいというのは、
0:53:14	説明してる。
0:53:16	通りなんです、
0:53:17	そこがもう一つ、
0:53:20	衛藤。
0:53:22	わかってないというか、
0:53:24	結局、600 トンで財産段階成立性があることを示せとしか聞こえないんですが、そこをそういうことですか。
0:53:34	すいません規制庁の宮ですけど、
0:53:38	廃止措置の審査基準はもうご覧になっていると思いますけども。

0:53:43	放射性固体廃棄物については、
0:53:47	それらを適切に廃棄するまでの間の保管容量が確保されていることって というのが、
0:53:54	6号の、
0:53:55	最後にあるんですけども、
0:53:58	これも審査基準としてこういう規定があるので、
0:54:02	第二段階、
0:54:04	第3段階も含むのであれば第3段階も、その保管容量というのを一応確 認をさせていただく。
0:54:12	そのレベル感ってのがちょっとあるとは思っていますので、
0:54:16	ただいまの段階で、いやそれ。
0:54:19	もう無理だと思ってますが、
0:54:21	ミラクルが起きてできるかもしれませんっていう説明はちょっと受け入 れがたい。
0:54:26	どう考えているということでございます。そこはちょっと言葉が言い過 ぎましたけど、ミラクルとは思ってなくてですね、ある程度先ほど言っ たみたいな、クリアランスっていうと、測定のところを、
0:54:40	よっぽど効率化させないと。

0:54:42	はい措置っていうのは非常に全国どこの発電所、相当難しいと考えてますので見ミラクルというよりも我々の中で、そこはしっかり考えていかないといけないと。
0:54:54	考えておりますんで。
0:54:59	いや、
0:55:00	もともとの考えでは、考えていうかその審査基準を踏まえてもおっしゃる通り廃棄物の処理がちゃんとできるっていうところで今の考えられる我々が他エリアでできなければだから変更すると。
0:55:14	それだけじゃ駄目ってことでしたんでそこは、これでも第3段階で一応、やろうと考えてますが足りなければまた違う方法で変更するという趣旨。
0:55:26	あと、そこは理解いただいていると思うんですが、今の滝口ではそこがまだ弱いということですか。規制庁の三木ですけれども。
0:55:36	そこはまず文章で通してご説明いただきたいというのが1点目。
0:55:41	それはなぜかという、保管容量としてはまず600トンあってキャパシティがあって、第二段階である程度、処理を進めてって、第2段階のものはきちんとできた上で、
0:55:55	第3段階で発生するもの、
0:55:58	その空いたところに埋めていくんだけれども、

0:56:02	それを超えるものについては、直接的にクリアランスに回すっていう手法も考えながら、
0:56:09	達成できるかどうかを判断していく。
0:56:14	ていうことが、まず、
0:56:17	大前提にあって、
0:56:19	それでも、直接処分なんかができなかったり、
0:56:24	第二段階の処分が遅れるというようなことで、別途保管、
0:56:28	方が必要になるのであれば、それは変更認可申請をします。
0:56:34	すいません。そういう意味でちょっとそこを、
0:56:38	どういう前提で達成今できると思っていて、どんなことが起きるから今後起きて、
0:56:45	駄目だと思うから増設になって、変更認可申請になるっていうところ。
0:56:51	そうして書いていただきたいっていう趣旨なので、
0:56:54	あまり大きなそういう認識の相違はないんじゃないかと思って。
0:56:59	いかがでしょうか。
0:57:05	大原ですけども、さっき言ったみたいな例えば、どうしたらこのままできるか。
0:57:13	今おっしゃったことはハタダの中という理解はしてるんですが、
0:57:23	ここ、ここまで、本来このところで、
0:57:28	審査基準で言ってるところそこまで要求してるんですか。

0:57:33	この、
0:57:34	要は今のね、日本で考えて、その処分場も全然ない、クリアランスの認可も相当厳しいとかね。
0:57:42	そういう状況出た時に見通せないっていうのはある意味、自明であって、とはいえ、廃止を進めるためには、とりあえず我々としては14年カンダがありますんでこういう感じでどんどん進めていきますと。
0:57:55	その間に、さっき言ったそのクリアランスとかね、処分場の処理が決まっていけば、そこについても十分その処理とか、
0:58:03	計画はつくれるんですがそこが見えない限り、
0:58:08	素行が見えるとは一言も言えないんですね、現状そこは事業者の努力不足でそれまでなんですけど、
0:58:20	その状況を踏まえた上でもちゃんとそこは説明するべきだと。
0:58:26	今聞こえてるんですがそういう意味で言えば、もう
0:58:31	どっちがあれかって言うとあれだ、あれですけど我々も第二段階の申請かける概算段階については向こうにして必要に応じてっていうよりも、
0:58:40	具体的な保管エリアとか決めて変更申請するってした方が、よっぽど
0:58:45	今のご指摘に関する我々の答えとしては近いんですが、
0:58:49	今の段階でどうしたらできるとかいうのをぎりぎり今、
0:58:52	申請書なり説明しする。
0:58:55	ていうところが、

0:59:00	そぐわないというか、
0:59:02	我々の気心であってですねそこはあまり文章で、
0:59:06	過去の室岡と思うところは、
0:59:08	個人的に思ってますので、
0:59:10	それでしたら
0:59:12	最初のご指摘で、
0:59:14	ここは第2第4までかと言われると、
0:59:18	今のお話をしてる中では、
0:59:20	ここの廃棄物に関しては第2の申請だと。
0:59:24	財産時にはその時点の保管エリアとかを決めて申請するって、
0:59:28	やった方が、
0:59:31	加藤今感じてます。
0:59:34	すいませんちょっと回答というか、
0:59:39	だと思いいなくなってしまいますため、
0:59:41	規制庁の宮ですけれども、1点だけ、
0:59:46	N案とNIIの廃棄物の、今議論をしているのではなくて、
0:59:52	L3でクリアランスに回すとか、NIIの中でも、廃棄物には判断しない もの。
1:00:02	それとクリアランスをまぜた今の三つ。

1:00:05	生まれて、保管庫が足りているかっていう議論をさせていただいてると 思っています。
1:00:14	従って、まずそのLはL IIの処分場がないって話も、それはまた次の議 論であるとは思っていますが、
1:00:23	まずここではっきりさせたいのは、保管エリアっていうその臨時のエリ アを設けるんだけど、
1:00:30	そこに対象となってくるのは、N IIは入るけど廃棄物と判断しないも の。
1:00:37	L 3。
1:00:38	それからC I。
1:00:40	この三つの中で、
1:00:43	とりあえず処分場はあるんですよ。
1:00:46	もしくは、
1:00:47	クリアランスに、
1:00:48	の制度は一応確立してるんですよ。
1:00:52	今後の効率化も踏まえて、
1:00:55	何とか今あるキャパシティの中でやっていきたいと思ってますし、
1:01:03	見込みが立ってるとはちょっと言いがたいのかもしれませんが、 そこは今後の努力によって、
1:01:08	やっていきます。

1:01:10	何とか頑張ってみます。
1:01:13	正しい。
1:01:15	できなかった場合は変更申請しますよ。
1:01:18	という流れが、今日のヒアリングでお伺いして、
1:01:21	理解できたので、
1:01:23	そこはちゃんと説明して欲しいですよ。
1:01:27	だって、審査基準に、
1:01:30	予算容量確保でき、されてることって書いてあるんです。
1:01:35	それが、いや頑張りますっていう。
1:01:39	宣言だけではないんじゃないかな。
1:01:42	どのレベルで大丈夫っていうのは、そこは比嘉ば、
1:01:46	会合の中で僕は判断がなされると思ってしまして、今このヒアリングの 中で判断できる話でもないですし、
1:01:56	ただ、
1:01:57	会合の中で議論する。
1:01:59	情報はすべて。
1:02:02	この資料の中に落とし込んでおかないと、会合何回やっても収束しなく なりますんで。
1:02:09	必要な情報はここに書いていただいた上で、
1:02:12	それで審査基準を満足しているかどうかは、

1:02:16	公開の会合の中で、
1:02:18	判断が、
1:02:20	できる。
1:02:21	と思っている、そういう流れなんですけども。
1:02:28	すいません
1:02:31	神戸明神ですけれども、ちょっと今のお話を、すごく平たく言うと、ちょっと平たく言いすぎてるんで言い過ぎてたら、ご容赦いただきたい。
1:02:42	一つには、これを第3段階の前段階にこの物理に限ってですけど、やるのであれば成り立つようなフローバランスを説明して、
1:02:53	これがいければこのままいきます。
1:02:55	それはずれたら再申請します。
1:02:58	言い方が。
1:03:00	ただ、そこのフローバランスにおいてですね、先ほどおっしゃったL1 F2とL3クラス別だねっていうのは、私ちょっとそれ被水だと思っ いて、
1:03:09	あえて言うならば、クリアランスであってもですね。
1:03:12	今、外に出しに行ったら、
1:03:15	戸谷断層clear物っていうのは、
1:03:17	受けられる社会情勢に、
1:03:20	多分なってないと思ってるんですけど。

1:03:23	そうなってくると状況変わってきますよねと。
1:03:27	その状況とさっきおっしゃったって実は五十歩百歩だと理解して、
1:03:32	だからその部分を、何か無理くりとは言いませんけどね。
1:03:37	成り立つのはこういうふうなことを考えてます。一定の条件でお示しすることで、
1:03:43	いいかどうかって話になってきますと、
1:03:46	ちょっと平場でそんな不確定要素のやつに触れるのは、
1:03:50	ちょっと最初に申し上げたつもりだったんですけど、そこって機微なんです、
1:03:54	それはしないんですよ。
1:03:57	例えばフランスはもうたちまち社会的情勢が受けられてましてね、平場でちょっと言いにくいところもあってですね、この、この現況では、
1:04:06	こういうことを本当にするっていうふうには聞こえるんですけど。
1:04:10	これも理解でよろしいですかね。そういうことになるぐらいだから、先ほど原から申し上げたように、
1:04:16	この物流に関して言えば、もう第2に限定してと。
1:04:20	第3からもう1回出しますと言った方が我々リスクがないので、
1:04:24	むしろそっちをせんだっても、
1:04:26	そういう理解ですけど。

1:04:28	もう一つ、ちょっとついでに言いますと、さっきちょっと理解できてないのは、安全の話があったと思うんですけど、被ばく管理に対しては、第4まで全部として全部、出てくるはずの方の中における前提で評価してるわけですから。
1:04:41	そこは問題ないんですね、そこもまだあかんって見てないっていう、さっきご説明があったんでちょっとすごく違和感を感じてるのが散って。
1:04:50	あと前者と後者でまず電車の部分どうお考えかちょっと。
1:04:54	ご議論できればと。
1:04:56	規制庁の三木ですけれども、今ひとつ誤解があったのかもしれませんが、クリアランスっていうのは、
1:05:04	今ここで議論してるのはフリーランスの、
1:05:08	認可の前まで、
1:05:11	やはりクリアランスの確認が終わる。
1:05:14	終われば、
1:05:16	あくまでも炉規法からもうそれ除外されているので、そっから先の話をしてるつもりはないです。
1:05:24	なので、
1:05:25	あくまでも廃止措置を実施している段階において、
1:05:29	クリアランスの確認に回す保管、
1:05:34	がきちんとできる。

1:05:36	要は国の確認が終わればそこから目標外れてしまいますので、そこまでのキャパシティはありますよねっていう議論を平場でやるっていうことだと思ってます。
1:05:47	それをどの程度っていうのは、私のレベル感では、そんな細かい数字の積み上げなんかは必要ないけれども、
1:05:54	ただ、ざくっとした数字で明らかに足りないのはわかってるけれども、
1:05:59	足りない点については、こういうことが考えられます。こういうことを考えてますっていう今の方針が示される。
1:06:07	それを、これまでずっと説明してきたつもりなんですけどもその認識は違いますか。
1:06:13	すいません明神です。クリアランスの法的な整理のやつはおっしゃる通りなんでちょっと私、引き下げます。ただ、
1:06:20	これアースの、今 100 トンならないそのフローの中の、かけてくこと自身の律速には実際は着て条線もおそらくこれ裏に持ってですね。
1:06:30	これが本当に 100 トンなんですかってなったときには、これも確定をする時は一緒だと思ってるんですけど、この 15 年間の中で、
1:06:39	ここの部分は、あり得る。だからそういうのが逸脱したら、当然、第二段階であっても変更する。
1:06:47	ここと先ほど言ってる L3L2L、L1N が一緒か違うかということそんなに違わないのではないかと思うんですが、

1:06:56	そこはねちょっとごめんなさい、僕よくわからない。ただ後、L1L2を分けている理由ってのは、これ、いや今回の審査の、
1:07:06	今回のこの申請のポイントだとは思っていますので、ただ、今ここでL1LEの議論をしてしまうとちょっとグジャグジャになってしまっているし、
1:07:16	あくまでも関西電力さんが説明しようとしているのは保管エリアの中で、まず対処するっていうところの物の話で今まで来てるので、
1:07:26	L1L2はとりあえず除外廃棄物という面では、
1:07:30	除外していいんじゃないですか。
1:07:33	今まで言っていたCL推定物とかですね。
1:07:37	解体撤去物っていう観点で、今は議論させていただいてるっていうのは、
1:07:43	単に
1:07:46	今後の処分の方法が不明瞭だからっていうことではなくて、
1:07:52	これまでの会合での議論の延長線上でやってるだけなんで、そういう意味でNIL数ってのは改めてちょっと、
1:08:02	この資料とは別に議論が起きるんじゃないかなと思ってますがちょっとすいませんそこはちょっと。
1:08:08	今後の我々、
1:08:12	金谷岩原です。

1:08:15	けれども、
1:08:16	結局はですねL3の処分場も同じ状況でございますので、
1:08:22	先ほどの話で今の段階で第3段階、
1:08:26	なるまでに処分場がどうかクリアランスどうかというのはちょっと正直特に平場では我々なかなか、何も根拠のない説明しかできませんので、そういう意味で、
1:08:39	言いますと、もう今、第3段階以降については、一番最初の話にありますけれども、
1:08:47	その状況に応じた形で、
1:08:50	あれ、おそらく第3段階になりますと、今の保管エリアもどんどん解体していきますので、
1:08:59	今の改定で今の保管エリアとやってるところの部屋もどんどん壊していったりしないといけない。
1:09:05	と思いますので、もう最初から第3段階についてはまた、
1:09:11	決定次第も変更するという形で、それを基本路線で書かせていただくのが一番、我々としても、
1:09:21	実情に合った説明ができるかなと考えてます。
1:10:23	ミキヤです。
1:10:25	今二つの話ミヨウジンさんの方からいただきましたけども、一つ目の、

1:10:31	他エリアの
1:10:36	キャパシティ足りるか足りないかっていう話は、
1:10:40	簡単に言ってしまうえば、今補足説明資料なり、パワーポイントにも書いてありますけれども、必要に応じて廃止措置計画に反映するっていうことが、
1:10:51	この、
1:10:52	必要に応じ内容は普通に、
1:10:57	廃止措置計画を申請せずとも、達成できるっていうまずその
1:11:04	イメージを、
1:11:06	説明していただければ、これまで私がちょっと説明して、
1:11:10	きた内容と、違いはないんですけども、イメージとしては、
1:11:14	問題があれば、廃止措置計画申請します。
1:11:19	逆に言うと問題なければ、基本的にはこういう、先ほどおっしゃったように直接クリアランスに回すなりの方法で効率化することによって、
1:11:32	処理できます、保管できますっていうのを定性的にご説明いただければいいのではないかなあと考えています。
1:11:41	なので補足説明資料なり、パワーポイントのところで、
1:11:46	定性的な説明を追記いただければと思いますが一つ目についてはいかがですか。
1:11:56	関西電力羽田でございます。

1:11:59	今のご説明で、先ほど言われた、例えば
1:12:04	今審査基準にある保管場所が確保できることってところの、
1:12:09	第3段階については、
1:12:14	今、定性的って言われたそのクリアランス測定が効率的に、直接クリアランスせずに、
1:12:22	反芻したり、ぐらいの説明で、
1:12:26	定性的な話でいい。
1:12:28	理解されるということ。
1:12:32	ですか。
1:12:35	ただ先ほどから議論して
1:12:37	今の
1:12:42	本当に定性的というかぱくっとした言い方しかできないというのが、正直なところにはなりますので、
1:12:49	簡単に言えば第三課成立性という意味で言えば、さっきからミラクルとかおっしゃってましたけど。
1:13:00	できたらいいなあっていうレベルの話を、
1:13:04	ちょこっとかけるぐらいかなあと今考えてますけど。
1:13:09	それでは足りない先ほどから気聞こえているところがあるんですが、特にちょっともう第三課変更するという前提で今書こうかというのは先ほど、

1:13:20	中断の前に言った話なんですが、そうそう。
1:13:23	そこがもう一つ、どっちかなってというのは、今ちょっとわかってないです。
1:13:30	規制庁のミキヤですけれども、そこは、
1:13:34	うちからどうこう言う話ではないと思っていて、
1:13:38	ただ、このご覧いただいた、審査基準に関して、関西電力としてどう説明するかというところはスタンスはそちらで決めていただきたいんですね。
1:13:51	野原ですけれども、いや、そこをだから何回も説明してるつもりなんですが、
1:13:56	現在高保管エリアっていうのはその第2段階、補足説明資料なりで説明しますけれども、
1:14:02	あくまで、もともとは第3も含めた形でこういう閉架保管エリアを確保しますと。
1:14:08	そこに保管してクリアランスなりL3をやっていくっていうところは、
1:14:16	別に第2、
1:14:17	だけって書いてるつもりはなくてですね。
1:14:20	で、結果的に杏と審査させていただく中で今回7ページ目の右下で、
1:14:26	第3段階ではそれではできなければ変更させ、
1:14:30	それと、

1:14:31	そこのスタンスは多分そこのスタンスと、
1:14:35	つもりなんですけど。はい。そういう規制庁の三木ですけどもそういう意味で第二段階までの数字ってのは、議論の当初からある程度あって、
1:14:43	今回第3段階も含めて、区分ごとに、ある程度保管エリアに出て、入ってくる。
1:14:50	量というのが見えてきていて、
1:14:52	かつ、
1:14:54	第3弾、第4も含めての議論ですということがはっきりしましたので、そういう意味で、
1:15:02	審査基準達成する。
1:15:05	保管できるよというご説明いただくのは、この区分の量が、今想定している区分の量でも十分できますよっていうのを、定性的には、
1:15:15	ご説明いただく必要があるであろうと。
1:15:18	で、第1回目の会合の中では補足説明資料で、物流成立性なりの説明はいただいておりますけれども、
1:15:27	ここでは第3段階の話っていうのは、今後、
1:15:32	ゆだねてるだけなので、
1:15:34	こういう数字が出てきている以上、そこら辺の数字ってのはある程度見込みがあるっていうところを定性的にご説明いただくのかなあというのが、

1:15:43	こちらから今お伝えしてることなんで。
1:15:46	けれども、
1:15:49	何か認識の相違ありますがこの、
1:15:52	ハラですけれども、
1:15:55	以前7ページに書いているそのクリアランスの量とか、一期2桁も増えます増える状況にある中で、
1:16:05	第3段階含めて、
1:16:09	定性的にこうやってやってくっていうところを、
1:16:14	説明すると結局その数字の話、定性的と言いながら定量的な議論に、普通は多分そっちに見えてしまうところがございますので、
1:16:28	そういう意味で言えば、
1:16:32	今回のヒアリングの最初のところで訂正させていただきたいんですけれども。
1:16:37	もう第二段階やってここの右3階で必要に応じてっていうところの趣旨も決してですね。
1:16:45	具体化した後変更認可申請するという形で、
1:16:49	さしていただければ、今の議論というのはもうなしということで、
1:16:57	第二段階だけの議論をさせていただければと考えてます。
1:17:18	規制庁の池谷ですけれども、そこはすいません、こちらからどうこう言う話ではないというのがちょっと繰り返しになります。

1:17:27	野辺。
1:17:28	そこはちょっと別に今日この場でご判断いただく話でもないと思ってますので、
1:17:33	改めて次回の時にちょっとお聞かせいただければ。
1:17:37	いかがでしょうかね。
1:17:45	関西電力の原でございます。
1:17:48	藤。
1:17:51	今日言われたところノーだけど、そうですね。
1:17:58	我々の判断なんですけども。
1:18:02	資料についてもその趣旨で、記載さして、
1:18:07	いただきます。
1:18:08	また、ご説明さしていただこうかと。
1:18:13	考えて、
1:18:23	はい。
1:18:24	規制庁のトガサキですけど。
1:18:27	あともう1点被ばく評価の方は、もうさ、4段階まで入ってるっていう御説明なんですけど。
1:18:37	平常時の被ばく評価についてはそれが、
1:18:42	3段階の部分も入っているというのがわかるんですけど。
1:18:46	直接線スカイシャインの線の方は、

1:18:50	基本的に保管エリアに収納するものを線源として評価していて、評価のやり方としては表面にミリシーベルトパーアワーということをやっているので、
1:19:03	もしここ2、3段はいめのものも置くとしても、評価結果は変わらないと思うんですけど。
1:19:12	先ほど説明あったように、
1:19:15	保管エリアに、その3段階目のものも置くとか置かないとかっていうのが、あまり明確になってなかったと思いますので、そういう意味で、私はだから、
1:19:28	3段階4段階目の被ばく評価の結果っていうのは、説明されてるのかまだわからないっていうふうに申し上げました。
1:19:47	はい、理解しております。はい。
1:19:52	規制庁のトガサキですけど先ほど三木からもあったように基本的に他エリアについての、
1:20:02	容量等について、今回第二段階だけを対象にするのかそれとも4段階まで含めて説明されるのかっていうのは、
1:20:12	それは関西電力の方で決めていただければと思うんですけど、
1:20:18	先ほどだから、
1:20:20	第2段階、設けてその他。

1:20:24	エリアに、その檀第3段階のものでおけるも、置けるのであれば、今の 変更申請で対応して、置けない場合は、その追加。
1:20:36	お金で持つ、追加をするっていう、そういう説明っていうのももう、あ るとは思いますので、それを含めて、
1:20:46	ご検討されればいいんじゃないかと思います。
1:20:53	河崎福原でございます。
1:20:57	今の保管エリアに、第3段階のものが起きるかっていう、そういう今、 コメントがあったかと思うんですが。
1:21:09	保管エリアに置くものの条件としては別に第2第3で分けているつもり もなく表面2ミリとか0.1ミリとか、そういうところを決めておりま すので、
1:21:21	その管理上、やはり、特に他への直接直つかの線量も含めてですね。
1:21:28	第2段最大2台、第2と第3で、
1:21:32	もともと分けてるつもりはございませんので、
1:21:36	そこの説明は従来から創設、説明してるつもりでございます。
1:21:41	その上で今回第2だけにするか第3も含めるかっていうところで、そこ については我々の方で考えて、
1:21:50	決めさせていただきますけれども。
1:21:57	決めさせていただきます。
1:22:37	規制庁のミキヤです。

1:22:41	ではちょっと仕切り直して、
1:22:44	改めて資料の確認させていただいてよろしいですか。
1:22:55	浅利湯本です。よろしくお願いいたします。
1:22:59	まず、
1:23:02	1点目。
1:23:04	資料の1ページ目に戻っていただいて、
1:23:11	下の、
1:23:13	フロー図で、
1:23:14	今回、点線で囲っている範囲が、
1:23:19	短くなっている。
1:23:22	具体的にその解体撤去物のところは、黒の四角で囲われていてここに、
1:23:27	青なり赤なり点線が、
1:23:30	なくなっているんですけども。
1:23:32	要は保安規定で、
1:23:35	管理する。
1:23:36	範囲が狭まって申し訳ございません。足立です。左まで行きます申し訳 ございません。三角。
1:23:45	わかりました。なので、基本全部。
1:23:48	設備が解体始まったら、
1:23:51	それは全部保安規定の管理の中に入ってくるってそういう理解ですね。

1:23:55	はい。ハラで結構でござい。結構です。その通りです。はい。
1:24:02	それからもう 1 点なんですけども。
1:24:10	今回フロー図も、廃棄物として判断しない間っていう、その間に限っての質問なんですけど、
1:24:21	実用炉規則の 67 条の記録っていう観点では、
1:24:28	記録されないことなるんですけどその間の対応ってのをちょっと。
1:24:33	ご説明いただけますか、何か。
1:24:36	最初の方のご説明で原さんから。
1:24:38	広くって話があったように思うんですけども。
1:24:42	はい。野原でございます。教務主事入ってるかと思うんですが一番最後のページですかね。
1:24:51	今言われた 12 ページ、一番最後のページの記録を一番下に記録書いてますけれども。
1:25:01	真ん中に書いてるのがいわゆる 67 ページおっしゃってる放射性廃棄物の記録になりますけれども、これと同様の記録というのを右に書いてる通りこれはその下部規定で、
1:25:12	定めて、
1:25:15	起こす、記録として残すのそういう計画にしております。
1:25:22	はい。既設の三木です。そういう意味ではこの 203 条の中の内数としてどっかしら入ってくると。

1:25:29	そういう理解ですね。
1:25:31	各電力羽田でございます。230 中に、
1:25:36	203 条おそらくその規則に定める記録だけに限ってだと思いうんで。
1:25:43	そうではなくて我々 QMS 上残す記録という形で残るということになります。
1:25:50	規制庁の三木です。そういう意味でゲットごめんなさいこの欄、一番右側の欄はほぼ、
1:25:55	解体保管物の管理括弧保安規定って書いてあるんですけど。
1:26:00	保安規定には入ってこない記録ですか。笹原でございますこの記録のところの一番上に書いてます以下の項目について記録することを下部規定にて定める予定って、
1:26:12	書かせていただいておりますここを具体的に保安規定に書く、予定はございません。
1:26:22	規制庁の戸トガサキですけど、
1:26:26	具体的に言うと、67 条の李のですね。
1:26:33	当該放射性廃棄物に含まれる。
1:26:36	放射性物質の数量。
1:26:40	というのは、
1:26:41	記録はされるのでしょうか。
1:26:45	関西電力の方でございます。

1:26:49	私の説明が伝わってないかと思うんですけども 67 条今言われてるのはあくまで放射性固体廃棄物、
1:26:57	の記録だと認識しておりますが、
1:27:00	我々この解体保管物を今回名前変えたのは、
1:27:06	まだ放射性固体廃棄物となるかクリアをするかを判断する前段階者という ことで、
1:27:11	まだ放射性固体廃棄物ではないという、
1:27:16	整理しておりますのでこの規則上の放射性固体廃棄物の記録っていうのは、この保管してる間はできないと。
1:27:25	そういう整理をしております。
1:27:29	規制庁の戸ヶ崎です。実際には、最終的に放射性廃棄物になる場合は、その記録が必要になると思うんですけど。
1:27:41	その情報ってのはどういうふうに、
1:27:44	維持なのかは測定をその廃棄物になるときにするのか。
1:27:49	どういうふうに、
1:27:52	管理をされようとしてるのかっていうのをちょっと教えてもらいたいと思います。
1:27:57	笠原でございますけれども情報というのはその固体廃棄物等、
1:28:03	する時の、この記録に書く。
1:28:07	内容の情報をどうやって掴むかという、質問等に、

1:28:13	と認識しまして、
1:28:15	それにつきましては
1:28:18	解体保管物として記録するものをそれぞれに対して、ここに書いてます通り、12 ページの一番下書いてます通り、
1:28:27	どういうもので、
1:28:31	重量とかその線量とかも全部記録池残しますので、
1:28:38	ずっと、
1:28:41	解体した時からの記録と開催した時からの履歴というところを得ると、追った上で最終的に放射性固体廃棄物にするということになります。
1:28:53	規制庁のトガサキですけど、
1:28:56	ちょっと確認しないといけないですけどこの放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量を、
1:29:03	というと、
1:29:05	下の核種、コバルト 60 とか、
1:29:09	そういうもののベクレル数とか、
1:29:12	そういうものなんじゃないかと思うんですけど、そういうものは、例えば残留放射能の調査のときに、測定したりとかそういうデータがあると思うんですけど。
1:29:24	そういうデータをちゃんと引き継いで、放射性廃棄物になるときに、それがちゃんと記録されるのかっていう趣旨なんですけど。

1:29:36	関西電力若菜です。
1:29:39	この 67 条で書いてる、
1:29:43	放射性物の数量というところをその山の放射能ではなくてですね。
1:29:48	これ運転中からの記録も同じ。
1:29:56	記録を取っておりますので、別に運転中はその残存放射能調査してるわけではございませんので別に測ったものを数量としてやってる。
1:30:03	やってございますので、
1:30:09	今の園田の放射能がそのまま高齢の数字になるんじゃないかというのは違います。
1:30:15	規制庁のトガサキですデータとしてはだからちゃんと運転中も含めて、その基礎測定したものが、
1:30:25	ちゃんとずっと引きずられて背部痛になるときに、その数値が記録されるというふうに考えてよろしいですか。
1:30:33	関西電力の原です。
1:30:36	ここの放射性固体廃棄物の衛藤。
1:30:40	記録という意味で言いますと、
1:30:44	クリアランスと違ってですね別に過去の記録がどうこうというよりも、その管理上、問題ないかという趣旨が、目的だと考えておりますんで。
1:30:57	運転中も含めてその過去の履歴っていうところよりも、
1:31:01	いつ、放射性固体廃棄物として、

1:31:06	どういう、
1:31:08	線量はどのような放射性物の数量のものを、
1:31:11	他廃棄施設に持っていかと。
1:31:14	いうところでそこについては特に
1:31:17	履歴っていうところは、特に管理上重要ではないと考えております。
1:31:23	そういう意味でずっと引き継がれるかというところにつきましては、正直本当の解体する前のところがずっと追ってるかってそういうものでもなくてですね。
1:31:34	放射性固体廃棄物として我々が判断する段階で、その時点での、
1:31:41	記録として、
1:31:43	その時点で記録として、
1:31:46	来ると。
1:31:47	いうところが正直っていうか正解になります。
1:31:51	規制庁のトガサキですけど、そうすると図、ヒアの記録がもし引き継がれてない場合は、放射性廃棄物と判断するときに、
1:32:01	測定等の等で、通知を、データを確定するっていうふうに考えてよろしいですか。
1:32:10	関西電力の原でございます現状の管理の仕方であればそれで十分です。
1:32:16	ただし、将来的に

1:32:19	放射性固体廃棄物なったものっていうものも将来的にはクリアランスにやる場合とかにありますおそらくどっから発生したとか、どういう系統のものかと。
1:32:29	そういう情報もいるかと思います。そこは我々の判断であり、われの管理の中で、必要なものは後で必要だと考えるものをやる可能性はございますが、
1:32:40	もともとの廃棄物としての記録としては今トガサキさんがおっしゃった通り、
1:32:45	固体廃棄物とする段階で測定とかするところの理解で結構でございます。
1:32:58	規制庁のトガサキです。
1:33:01	クリアランスのままだったらそういうデータはいらないと思うんですけど放射性廃棄物になる可能性のあるものも含まれてるので、そこが廃棄物として判断されるときに、ちゃんとそう
1:33:15	放射性物質の数量はちゃんと確認できるってのが重要だと思いますので、それについて、
1:33:22	考え方を聞きましたので、それぞれ了解しました。
1:33:47	規制庁フジカワで正当。
1:33:50	会議室からの質問は以上になりますが、
1:33:55	関西電力さんから何か。

1:33:57	確認等ありましたらお願いいたします。
1:34:01	田野管理部の原です。すみません何度も申し上げないですけども近いうちに、スタッフ決めて、資料の実施で修正したいと思います。よろしくをお願いします。
1:34:13	はい。よろしくお願いいたします。では、本日のヒアリングこれで終了したいと思います。ありがとうございました。
1:34:20	ありがとうございました。